

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………
- ……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）…
- 生活保護法による介護機関の指定……………
- ……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………
- ……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…

告示

●東京都告示第五百九十二号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区大谷口上町三十番一、同番四十七、同番四十八、三十一番十、同番二十七の一部、五十五番一、同番四、同番七、五十六番一、同番六の一部、同番十二、同番十三、五十八番二十三、六十六番三及び七十二番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百九十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ライズテック

(二) 代表者氏名 代表取締役 平林 竜二

(三) 主たる事務所の所在地 目黒区下目黒二丁目十八番三号七F

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三二五号

(五) 免許年月日 平成二十八年八月二十六日

二 処分年月日 令和元年十月一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和元年十月二十三日から同年十一月二十一日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五百九十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 サンハウス株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 中原 賢治

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区西池袋一丁目二十五番一号恩田ビルディング三F

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七一五八号

(五) 免許年月日 平成二十六年十月二十四日

二 処分年月日 令和元年十月四日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十

四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十月十五日

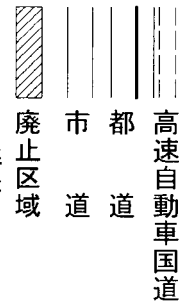
東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1315526421	医療法人社団創福会	東京都世田谷区等々力3-5-2 ヒューリック等々力ビル3階	ふくろうクリニック等々力	東京都世田谷区等々力3-5-2 ヒューリック等々力ビル3階	訪問リハビリテーション	令和元年8月1日
1315526421	医療法人社団創福会	東京都世田谷区等々力3-5-2 ヒューリック等々力ビル3階	ふくろうクリニック等々力	東京都世田谷区等々力3-5-2 ヒューリック等々力ビル3階	介護予防訪問リハビリテーション	令和元年9月1日
1331646066	倉本 基宏	東京都豊島区東池袋3-7-4 倉本ビル2階	倉本歯科医院	東京都豊島区東池袋3-7-4 倉本ビル2階	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1331646066	倉本 基宏	東京都豊島区東池袋3-7-4 倉本ビル2階	倉本歯科医院	東京都豊島区東池袋3-7-4 倉本ビル2階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343852167	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	しんわ薬局寿町店	東京都府中市寿町1-3-10-101	居宅療養管理指導	令和元年6月1日
1343852167	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	しんわ薬局寿町店	東京都府中市寿町1-3-10-101	介護予防居宅療養管理指導	令和元年9月1日
1332081172	浜崎 有司	東京都練馬区豊玉北1-6-13 カエサル江古田1階	浜崎歯科クリニック	東京都練馬区豊玉北1-6-13 カエサル江古田1階	居宅療養管理指導	令和元年6月1日
1332081172	浜崎 有司	東京都練馬区豊玉北1-6-13 カエサル江古田1階	浜崎歯科クリニック	東京都練馬区豊玉北1-6-13 カエサル江古田1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年9月1日
1311170950	医療法人社団松和会	東京都新宿区西新宿3-12-12	医療法人社団松和会 池上総合病院	東京都大田区池上6-1-19	居宅療養管理指導	令和元年6月1日
1311170950	医療法人社団松和会	東京都新宿区西新宿3-12-12	医療法人社団松和会 池上総合病院	東京都大田区池上6-1-19	介護予防居宅療養管理指導	令和元年6月1日

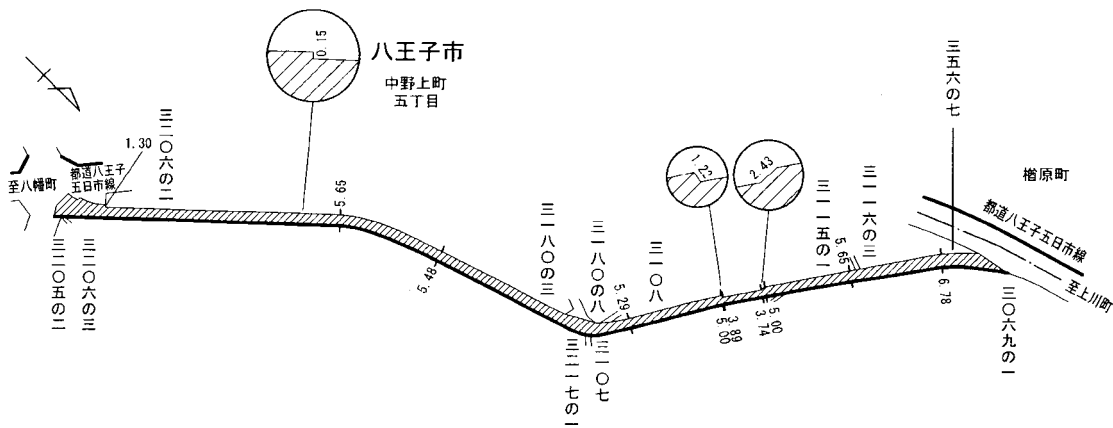
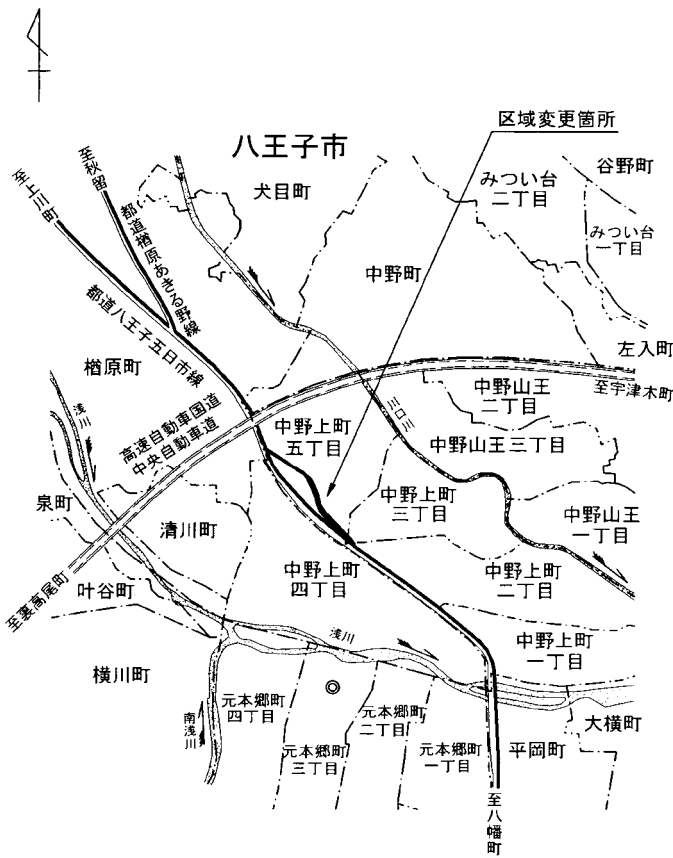
●東京都告示第五百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道八王子五丁目線区域変更略図
 八王子市中野上町五丁目地内



延長 五一・三五メートル
 面積 二、九三五・二一平方メートル



その関係図面は、令和元年十月十五日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和元年十月十五日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 八王子五丁目
- 二 変更の区間 八王子市中野上町五丁目三千二百五番二地先から同所三千六十九番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について
東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

令和元年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

令和元年十二月三日（火曜日）午前九時十五分から午後零時十五分まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験と同等以上のものとして規定する次のアからカまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験（昭和六十二

年四月以後に行われたものに限る。）

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 岡山県知事が行うふぐ調理師試験

オ 徳島県知事が行うふぐ調理師試験

カ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験（昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。）

(二) 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ 未成年者

ウ 成年被後見人

エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。

ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し

イ 二(一)アからカまでに掲げる試験のいずれかに合格

したことを証する書類（合格通知書又は合格証明書）の写し

ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し

エ 返信用封筒（長形3号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円切手を貼ったもの）

(二) 申込先

郵便番号一六三三八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当（ふぐ調理師担当）

(三) 申込締切日

令和元年十一月十八日（月曜日）（当日消印有効）

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

票を送付する。

五 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当

電話〇三（五三二〇）四三五八

当

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
電話 〇三（五三二〇）一一一一（代）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三三八二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

